

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策等について

日頃より、当俱楽部へのご愛顧を賜りまして誠にありがとうございます。

これまで政府、厚生労働省をはじめ、関係各所のガイドライン等に鑑みながら、感染症対策を実施しておりますが、今後におきましてもお客様が安心してご来場いただけますようスタッフ全員で感染症対策に取り組んでまいります。

※下記にお示しします対策等につきましては、今後の状況等を確認しながら必要に応じて変更することがございます。

ご来場をお控えいただくケース例	ご協力のお願い	取り組み内容	
		従業員	館内/施設など
<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良とスタッフが判断した場合。 ・入口での検温で 37.5℃を超える場合。 ・同居のご家族等に類似した症状がある場合。 ・直近 2 週間以内に海外から帰国された方、 ・同居、近親者に同様の方がいらっしゃる場合。 ・入場前の検温にご協力いただけない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時にはマスクの着用をお願いしております。 ・入場時に常設しております手指用消毒液を使用してのアルコール消毒をお願いしております。 ・チェックインの際には、前の方より 2m以上の距離の確保をお願いいたします。 ・飛沫感染防止の観点から、クラブハウスやレストランなどでの大声での会話をお控えください。 ・館内に常設しております手指用消毒液を使用して、定期的なアルコール消毒をお願いします。 ・非常事態宣言中はコンペルームのご利用は受け付けておりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時のマスク、フェイスシールド着用の義務。 ・接客時のゴーグル、手袋の着用の義務化。 ・出勤時の検温および記録。 ・定期的な手洗い、うがい、消毒。 ・食事会、会合などへの参加の自粛。 ・繁華街への出入り、自粛要請対象施設への入場の自粛。 ・都道府県をまたいでの移動の自粛。 ・従業員が共有して使用する備品の消毒。 ・飲食時は他従業員と一定の距離を保持。 ・自らが体調に留意し、少しでもすぐれなければ上長へ報告することの義務化。 ・37.5℃以上の発熱、体調不良、経過観察が必要と判断した従業員への出勤停止措置。 ・濃厚接触者と判断された場合の報告の義務。 ・定期的な PCR 検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数箇所に手指消毒液、うがい薬を設置。 ・現金などの授受の際はカルトンを使用。(接触感染防止) ・共有施設の定期的な消毒。 ・カート利用の都度の消毒。 ・カートにアルコール消毒液の常設。 ・プレイ後のクラブ拭きのセルフ化。 ・アクリルパーテーションの設置。(飛沫感染防止) ・退席された都度のテーブル消毒作業の実施。 ・適当間隔でのロッカーの振り分け。 ・ロッカーホルダーの定期的な消毒。 ・業務用オゾン発生器にて殺菌作業を巡回実施。 ・プラズマクラスター扇風機を導入。 ・イオン/オゾン殺菌器を全フロアに完備。 ・現金殺菌用の UV 殺菌器導入。